

申 請

平成 23 年 4 月 21 日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

菅 直人 殿

福島県知事

佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に  
基づく平成 23 年 4 月 16 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

- 1 福島県相馬地域（相馬市、新地町）で産出された原乳
- 2 解除を申請する理由：別紙参照

（別紙事項：検査計画、解除の考え方、解除後の出荷管理、検査実績、解除  
区域の地図）

## 検査の計画

### 1 試料採取の単位

(1) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」  
(以下「考え方」)における乳の取扱い・・・クーラーステーション (CS) 又は乳業工場単位で試料採取を行う。

(2) 福島県における計画

県北 (川俣町、飯舘村) 及び南相馬 (相馬市、南相馬市、新地町) の乳業工場単位の地域区分で試料採取を行う。

(3) 試料の採取単位

県北、南相馬の乳業工場への直送地域は、CS を経由せずに乳業工場へ出荷していたが、出荷制限により出荷ができないことから、当該直送地域に属する全ての生産者から一定割合を集乳車で集乳し、集乳車からサンプルを採取する。

### 2 採取の間隔

(1) 「考え方」における乳の取扱い・・・概ね 1 週間毎に継続的に採取し分析する。

(2) 福島県における計画

県として野菜等他作物との調査計画を調整したところ、概ね 1 週間毎の検査が可能であることから、概ね 1 週間毎に原乳を採取する。

4 月 7 日、12 日に当該乳業工場単位で試料を採取し、検査した結果すべて規制値を下回った。

4 月 19 日に乳業工場単位でそれぞれ試料を採取する。

採取した原乳については、千葉県財団法人日本分析センターまたは、福島県原子力センター福島支所に送付して検査日当日もしくは、翌日に検査結果が出ることからこれを公表する。

## 解除の考え方

- 1 「考え方」における乳の取扱い・・・概ね1週間ごとに継続的に試料を採取し、3回連続して100 B q / K g 以下となる場合に、CS又は乳業工場単位に属する市町村単位で解除する。
- 2 福島県における考え方
  - (1) 直近の検査結果  
4月19日に「検査計画」1(2)の乳業工場単位で採取された原乳の検査結果は、分析結果のとおりであり、いずれも基準値を下回っている。
  - (2) これまでの検査結果  
4月19日以前に4月7日、12日に乳業工場単位で、原乳を採取して検査しており、いずれの検査結果も100 B q / K g を下回っているところである。
  - (3) 解除区域  
南相馬の乳業工場単位(計画区域)に該当する2市町(相馬市、新地町)。
  - (4) 「考え方」の解除の要件との整合性について  
この場合、4月7日、12日及び19日の3回を考慮する場合、検査毎の間隔は、概ね1週間という要件は満たしており、いずれの検査結果も暫定規制値を大きく下回っていることから、解除の要件を満たしていると考えられる。  
また、南相馬の乳業工場単位の解除区域が計画区域と異なるが、解除区域内に含まれる16戸の酪農家の出荷乳量は、計画区域全体17戸の全出荷乳量9,000kg / 日の98%程度であることから、解除区域を計画区域全体ととらえて問題ないと考えられる。  
なお、川俣町、飯舘村、南相馬市の3市町村については、現在国が「計画的避難区域」として全域又は一部地域の設定を見込んでいることから決定を待って対応する。

以上から、今回、解除する地域において解除後の出荷管理を厳格に行うことを条件に出荷制限の解除を申請するものである。

## 解除後の検査計画及び出荷管理

- 1 「考え方」における乳の取扱・・・解除後も定期的に試料の採取・分析を行い、結果を公表する。
- 2 福島県での取り組み  
今回解除した地域の原乳は、本宮CS3へ集荷後出荷する。今後定期的に検査し、出荷制限措置が引き続き担保されるよう以下の取組を行う。
- 3 解除後の検査計画
  - (1) CSの単位での定期的な検査  
基本的に毎火曜日に定期的に検査を実施する。
  - (2) 検査機関  
千葉県の財団法人日本分析センターまたは、福島県原子力センター福島支所
  - (3) 定期検査時の原乳の取扱い  
定期的検査の際、試料採取には県の職員も立ち会い、検査結果が判明するまでCSで保管・管理する。規制値を下回る検査結果が判明した後、県職員の確認後、原乳の出荷または製品の製造を開始する。
  - (4) 検査の結果規制値を上回った場合  
保管・管理している原乳は県職員の立ち会いのもと廃棄する。出荷制限の要否が判断されるまで当該CSに属する市町村からの原乳の集荷（他のCS等への集荷も含む）を自粛する。
- 4 解除後の出荷管理等
  - (1) CSでの出荷数量等の把握  
CSは受け入れた原乳に関して、出荷者名と出荷量を確認し、それを県に報告する。また、CSは、原乳を乳業工場へ出荷した場合、出荷先の乳業工場及び出荷量について県に報告する。
  - (2) 原乳を全量乳業工場で処理できない場合  
乳業工場が原乳をすべて処理できない場合、県が指示する県内の乳業工場へ出荷するとともに、当該乳業工場へのお荷量及び用途について県へ報告する。乳業工場は、当該地域の原乳を使用し脱脂粉乳を製造する場合は、出荷する前に全ロットの検査を行い、規制値を下回ることを確認した上で出荷する。

(3) 酪農家及び乳業への指導

① 適正な家畜の飼養管理の徹底

県は、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成23年3月19日22消安第9976号、22生畜第2385号消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知)を再度酪農家に周知するとともに、関係団体と協力して飼養管理に係る巡回指導を実施する。

② 解除地域以外の酪農家への周知徹底と廃棄の確認

解除地域以外の酪農家に対して、生乳廃棄を引き続き周知するとともに集乳をしていないことと原乳の廃棄が行われていることを団体等が県に報告する。

③ 出荷制限地域から出荷制限解除地域へ移動した牛から産出する原乳の扱い

原乳廃棄の実効性を担保するため、酪農家及び関係者が出荷制限解除地域の酪農家が県内制限地域から搾乳を目的とした乳用牛を導入することを把握した場合は、県に通報するよう指導するとともに、原乳の出荷制限が解除されるまで、当該移動牛からの原乳の出荷は行わないよう出荷制限解除地域の酪農家を指導し、域内酪農家の乳量を確認する。

④ 乳業への周知と報告

県内乳業及び近県の乳業者に対して、解除地域以外の地域での出荷制限は継続していることを再度周知し、県内乳業者は、受入している原乳の原産地と受入量を毎日県に報告する。

(4) 県と関係者との情報の共有

県全域での出荷制限の解除までの間、県と関係団体で構成する連絡会議において、情報の共有化と周知徹底を図る。

また、県は消費者、流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、乳業と協力し、HP等で市場で流通している製品は、出荷制限地域の原乳は使用していないことを周知することとする。

## 緊急モニタリング検査結果(原乳)について

別紙4

CS等	市町村名	第4回採取 4/7	第5回採取 4/12	第6回採取 4/19
		上段 ヨウ素 下段 セシウム	上段 ヨウ素 下段 セシウム	上段 ヨウ素 下段 セシウム
県北	川俣町	35	17	17.2
	飯舘村	15.3	14.6	ND
南相馬	相馬市	20 8.1	18 ND	ND ND
	南相馬市			
	新地町			

